

第 102 期 事 業 計 画 書

〔 令和7年3月 1日から
令和8年2月28日まで 〕

一般社団法人 信 託 協 会

信託制度は、社会の多様なニーズに対応しその有する各種機能を発揮することで、経済・国民生活の重要なインフラとして定着してきている。近年では、長寿化による認知症対応や少子高齢化の進行に伴う財産管理や資産承継等の様々なニーズから、後見制度支援信託、遺言代用信託、教育資金贈与信託など、信託の活用範囲は一層広がっており、信託への期待はますます高まってきている。

令和7年度においては、新しい資本主義の実現に向けて、社会課題解決に資する民間公益活動の活性化を図るため、昨年5月に公布された公益信託に関する法律の施行に向けた検討・準備が引き続き行われることになっている。

さらに、「資産運用立国」、「投資大国」の実現に向けて、信託業界は、インベストメント・チェーンを構成する各主体を繋いで成長と分配を行き渡らせるという大きな役割が期待されている。

こうした状況の下、「信託制度の発達を図り公共の利益を増進すること」を目的とする当協会は、引き続き信託制度の普及、信託業の理論と実務の研究および利用者保護の推進に重点を置き、更なる信託制度の普及・健全な発展に向けて、令和7年度においては、以下の事業を中心に活動を行う。

なお、令和8年に創立100周年を迎えるにあたり、2050年に向けた様々な経済・社会環境の変化を想定し、必要とされる信託制度、信託商品・サービスを展望すべく、令和6年度に「信託業界のありたい姿」を策定した¹。今後、このありたい姿の実現に向けて、信託協会および加盟会社においては、「信託制度の発達を図り公共の利益を増進する」という信託協会の目的のもと、各主体が協働的・自立的に行う活動を一層加速することを目指す。

1. 信託制度の普及・発展に向けた意見表明・要望活動等

信託制度の有する金融機能や財産管理機能をより一層発揮できるよう、税制改正要望や規制改革要望等を取りまとめ、国民の幅広い支持を得て実現するため、関係省庁等とも連携しながら、より効果的な意見表明・要望活動を行う。特に、教育資金贈与信託および結婚・子育て支援信託については、関係省庁等と協力して、より多くの方々の利用増加を図るため、さらなる周知活動に注力する。

また、金融・信託関連制度や企業年金制度の改正、投資信託の基準価額の一者計算の促進等、公益信託法の改正、国際金融規制、ESG・サステナブルファイナンスへの取り組み等の動向に関し、関係各方面で行われる審議・検討動向の把握に努め、適切に対応する。

¹ 信託業界のありたい姿

- ・ フィデューシャリー・デューティーを高度に発揮し、時代の変化に応じた社会課題の解決や社会的価値の創出をリードする存在
- ・ 国民から広く認識され必要とされるよう、信託を発展させ普及する存在

2. 信託制度に関する調査・研究等

信託制度が有する創造性・柔軟性といった特長を活かし、社会のニーズにより適切に対応することができるよう、信託について法制・税制・経済の面から調査・研究を更に深め、意見表明・要望活動等に役立てる。

また、アジア諸国の信託に関連する協会等との交流および諸外国の信託制度・信託業等の調査活動を行うほか、信託の更なる普及に向けた活動を推進する。

さらに、信託研究の振興に資するため、信託研究奨励金の贈呈を実施するとともに、大学への信託法講座の寄付を実施する。

3. 信託制度の普及・健全な発展に向けた活動の推進

(1) 信託制度の普及活動の推進

社会一般の信託に対する理解を一層深め、信託制度の活用や改善に資するため、会長記者会見や報道機関への公表・説明を行う。

また、ホームページ・動画コンテンツや各種広報刊行物等の広報ツールの活用・充実、消費者団体等が実施する各種セミナーや大学への講師派遣、金融経済教育推進機構や経済広報センターと連携した金融経済教育に係る活動への協力等を通じて、更なる信託制度の普及に向けた活動を行う。

(2) 信託制度の健全な発展に向けた周知・啓発活動の推進

信託制度の活用方法が多様化していく中、信託制度の利用者からの信託を受けた受託者がその責務を果たすことによって長年にわたり築きあげられてきた制度に対する信頼の維持・向上を図り、信託制度の健全な発展に資するため、広く信託制度の実務に携わる方々等を対象とした信託オープンセミナーの開催等を通じた周知・啓発活動を行う。また、信託の担い手拡大による加盟会社の裾野が広がっていることも踏まえ、信託税制および各商品に係る税制を取りまとめた信託税制要覧を改訂し、加盟会社に周知する。

(3) コンプライアンス活動等の推進

コンプライアンスに関する情報収集や加盟各社への情報提供、加盟各社が遵守すべき倫理綱領の浸透に引き続き努めること等を通じて、コンプライアンス活動を一層推進する。

また、加盟会社におけるマネロン・テロ資金供与対策の実施・高度化を支援するべく、関係省庁と連携して取り組みを進めるとともに、反社会的勢力への対応について、全国銀行協会と連携し、反社会的勢力に関する情報を加盟会社に提供するなど、引き続き関係当局等、外部との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断への取り組み等を一層推進する。

さらに、認定個人情報保護団体として、引き続き、加盟会社に対する個人情報の取扱いに係る指導・勧告、情報提供等を適切に行う。

(4) 信託研修事業の推進

信託関連法や金融関連法の改正を踏まえた知識の習得・向上に向け、引き続き、信託業務従事者等に対する信託通信研修および信託契約代理店集合研修を行うとともに、加盟会社へのアンケート等を踏まえ、ニーズに対応した信託セミナーを適宜実施する。

4. 利用者保護の推進

信託制度の利用者の利便性向上に資する観点から、信託相談所の一層の周知を図り、相談・照会等に係るホームページ等を通じた情報提供の内容の充実に努め、相談・照会等に適切に対応する。

また、指定紛争解決機関として、全ての信託兼営金融機関、信託会社等の信託業務等に係る苦情・紛争解決に向けた対応を行う。

さらに、利用者保護を一層推進するため、外部有識者を委員として設置している信託相談所運営懇談会における意見や他の指定紛争解決機関・消費者団体等との情報交換、金融トラブル連絡調整協議会の検討状況等を踏まえ、信託相談所の運営の改善・強化を図る。

5. 協会創立100周年記念事業の検討・実施

当協会が、令和8年1月に創立100周年を迎えることを機に、信託制度の一層の普及・発展を図るため、シンポジウムの開催等、記念事業を実施する。

6. 組織運営の円滑化

信託大会、社員・準社員懇談会等の主要行事の効率的かつ円滑な運営を行う。

また、信託制度に対する信頼性を維持するため、加盟会社への一層の情報提供やそのニーズに対応した各種業務の充実に努め、意見表明・要望活動等において、各種委員会等の運営に積極的に対応し、事務局の機能の強化を図るほか、引き続き、デジタル化の進展等の環境変化も踏まえた事務の合理化・効率化に努める。

以 上